

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 平成25年5月20日(月) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名
- 1番 藤田尚美君
 - 2番 秋山泉君
 - 3番 尾野政子君
 - 4番 村松昇平君
 - 5番 市川圭一君
 - 6番 小松崎伸君
 - 7番 山越守君
 - 8番 沼田和利君
 - 9番 諸橋太一郎君
 - 10番 宮崎智君
 - 11番 杉森弘之君
 - 12番 須藤京子君
 - 13番 黒木のぶ子君
 - 14番 板倉香君
 - 15番 柳井哲也君
 - 16番 中根利兵衛君
 - 17番 田中道治君
 - 18番 石原幸雄君
 - 19番 板倉宏君
 - 20番 遠藤憲子君
 - 21番 鈴木かずみ君
 - 22番 利根川英雄君
1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
監 査 委 員	植 田 典 夫 君
市 長 公 室 長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
税 務 部 長	田 中 雅 司 君
保 健 福 祉 部 長	清 水 治 郎 君
環 境 経 済 部 長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	益 子 政 一 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会 計 管 理 者	高 島 町 子 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市 長 公 室 次 長 兼 政 策 秘 書 課 長	吉 川 修 貴 君
市 長 公 室 次 長 兼 人 材 育 成 課 長	藤 田 聡 君
総 務 部 次 長 兼 監 理 課 長	中 山 弘 晶 君
保 健 福 祉 部 次 長 兼 社 会 福 祉 課 長	高 谷 寿 君
保 健 福 祉 部 次 長 兼 医 療 年 金 課 長	藤 田 幸 男 君
環 境 経 済 部 次 長	八 島 敏 君
建 設 部 次 長	沼 尻 輝 雄 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建 設 部 次 長 兼 施 設 整 備 課 長	山 岡 康 秀 君
教 育 委 員 会 次 長 兼 教 育 総 務 課 長	中 澤 勇 仁 君

1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
書 記	中 根 敏 美 君

書 記 飯 田 晴 男 君

平成 2 5 年第 1 回牛久市議会臨時会会期日程表

日次	月	日	曜	開議時刻	摘 要
第 1 日	5 月	2 0 日	月	午前 1 0 時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議案上程（4 1 号～4 8 号） ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙 ○議会運営委員会委員の選任について ○常任委員会委員の選任について ○閉 会

平成25年第1回牛久市議会臨時会

議事日程第1号

平成25年5月20日(月)午前10時開会

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
- 日程第 2. 会期の決定
- 日程第 3. 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4. 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5. 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6. 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 7. 議案第45号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 8. 議案第46号 牛久市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく
回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 9. 議案第47号 牛久市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条
例について
- 日程第10. 議案第48号 平成25年度牛久市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11. 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙について
- 追加日程 . 議長辞職の件
- 追加日程 . 議長選挙
- 追加日程 . 交通体系整備促進調査特別委員会補欠委員の選任について
- 追加日程 . 議会改革特別委員会補欠委員の選任について
- 日程第17. 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第18. 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第1. 決議案第2号 牛久市議会議長山越 守君に対する不信任決議

午前10時00分開会

○議長（柳井哲也君） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第1回牛久市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。



会議録署名議員の指名

○議長（柳井哲也君） 会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、14番板倉 香君、16番中根利兵衛君をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

まず、今期臨時会に提出のあった案件は、市長提出議案第41号ないし議案第48号の8件であります。

次に、市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第2号ないし報告第6号の5件の専決処分の報告について報告がありましたので、その写しをもって報告済みといたします。

次に、去る3月25日に設置されました議会改革特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、お手元に配付した名簿とあわせて御報告いたします。議会改革特別委員会委員長に板倉 宏君、副委員長に利根川英雄君、山越 守君がそれぞれ互選されました。以上が議会改革特別委員会正副委員長の互選の結果であります。

次に、去る第1回定例会において可決されました第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会の東京招致に関する決議の一件につきましては、オリンピック・パラリンピック招致特別委員会へ提出いたしましたので、報告いたします。

次に、牛久市議会会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

次に、今期臨時会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。



会期の決定について

○議長（柳井哲也君） お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第3、議案第41号ないし日程第10、議案第48号の8件を一括議題といたします。

○

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて

議案第46号 牛久市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について

議案第47号 牛久市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第48号 平成25年度牛久市一般会計補正予算（第1号）

○議長（柳井哲也君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 本日、平成25年第1回牛久市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多忙にもかかわらず御出席をいただき、ここに開会でき得ますことを心から感謝申し上げる次第であります。

議案の説明に先立ちまして、現在、国から要請されております市職員の給与の減額についての状況を申し上げます。

国から「地方公務員給与の削減による基準財政需要額の減額」の試算が示され、これによりますと、当市の地方交付税の減額は1億4,100万円と示されているところであります。

また、一方では、これまで推し進めてきた行財政改革の成果により算定される「地域の元気づくり推進費」にかかわる試算額は9,700万円とされており、この額は当市のこれまでの行財政改革の取り組みを評価していただいたもので、県内でも上位の額となっております。

しかしながら、この差額分4,400万円が実質的な地方交付税の減額分となることから、

市民サービスの低下を避けるためにも、私を含め職員みずからの給与削減で補わなければならないと考えております。現在、職員組合に対して理解をいただけるよう交渉を実施しているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案は、専決処分の承認、補正予算など全部で8件であります。

議案の順に従いまして、御説明申し上げます。

議案第41号及び議案第42号は、「地方税法の一部を改正する法律」が本年3月30日に公布されたことにより、「牛久市税条例の一部を改正する条例」及び「牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例」を、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分といたしましたので、その承認を求めるものであります。

議案第41号は、牛久市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正により、固定資産税の特例措置の創設に関する改正及び引用条項の整理を行うものであります。

議案第42号は、牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正により、都市計画税の特例措置の創設に関する改正及び引用条項の整理を行うものであります。

議案第43号から議案第45号までは、同じく地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年度補正予算を専決処分といたしましたので、その承認を求めるものであります。

議案第43号は、平成24年度牛久市一般会計補正予算でありまして、歳入歳出予算、繰越明許費について補正するものであります。

まず、第1表の歳入歳出予算のうち歳入の主なものといたしまして、市民税は個人市民税の退職者分所得割額の増加による増額計上であり、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税、利子割交付金及び地方消費税交付金は、交付額の確定による減額計上であり、自動車取得税交付金及び地方交付税は、交付額の確定並びに追加交付に伴う増額計上であります。

繰入金につきましては、退職手当特別負担金に対する職員退職手当基金繰入金の増額計上であります。

歳出の主なものといたしまして、総務費は、一般職退職手当特別負担金及び職員退職手当基金積立金の増額計上であります。

民生費は、国民健康保険事業特別会計繰出金の増額計上、及び民間保育園運営費負担金の減額計上であり、衛生費は、太陽光発電システム整備工事費及び清掃工場施設整備工事費の執行額確定に伴う不用額の減額計上であります。

第2表の繰越明許費補正は、防犯カメラ設置事業を初めとする13事業について、年度内に

事業の完了ができないことから、地方自治法第213条の規定に基づき予算を翌年度に繰り越しするため設定するものであり、牛久駅東口駅前広場改修事業及び牛久運動公園駐車場整備事業については、繰越限度額の変更をするものであります。

議案第44号は、平成24年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算でありまして、歳入歳出予算について補正するものであります。

歳入の主なものといたしましては、国庫負担金は一般被保険者療養給付費等負担金の減額、国庫補助金は普通調整交付金の減額計上であり、繰入金につきましては、国庫負担金の減額及び保険給付費の増額等に伴う一般会計繰入金の増額計上であります。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費の決算見込みに伴う一般被保険者療養給付費の増額計上であります。

議案第45号は、平成24年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算でありまして、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債について補正するものであります。

まず、第1表の歳入歳出予算のうち歳入につきましては、一般会計繰入金及び流域下水道事業債の減額計上であり、歳出につきましては、霞ヶ浦常南流域下水道建設事業に対する負担金の確定に伴う減額計上であります。

第2表の繰越明許費補正は、霞ヶ浦常南流域下水道建設事業が繰り越しとなったことに伴い、同負担金を地方自治法第213条の規定に基づき、予算を翌年度に繰り越しするため、設定するものであります。

第3表の地方債補正は、霞ヶ浦常南流域下水道建設負担金の減額に伴う市債の減額であります。

議案第46号は、牛久市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、株式会社企業再生支援機構法が改正され、同法の名称等が変更されたことに伴い、所要の改正をするものであります。

議案第47号は、牛久市下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正についてであります。

本件は、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営の関する法律等」が改正され、国有林野事業が国有事業でなくなったことに伴い、所要の改正をするものであります。

議案第48号は、平成25年度牛久市一般会計補正予算でありまして、既定の予算額に5億5,077万9,000円を追加し、予算の総額を233億77万9,000円とするもので、歳入歳出予算について補正するものであります。

歳入の主なものといたしましては、24年度末に経済対策として行われた国の大型補正に伴い、前倒しで追加した事業に対する特別の財源措置として創設された地域の元気臨時交付金について、今年度において国庫補助金として予算計上するものであり、繰入金につきましては、財政調整基金繰入金の増額計上であります。

歳出の主なものといたしまして、総務費の文書費は、2色刷り印刷機購入による備品購入費の増額計上であり、財政調整基金費は、地域の元気臨時交付金と同額を財政調整基金へ積み立てることによる積立金の増額計上であります。

以上が、議案の概要であります。詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（柳井哲也君） 以上で市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第41号ないし議案第48号の8件について、順次質疑を許します。

初めに、議案第41号についての質疑を許します。20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、議案第41号について質疑を行います。

この法律は、地方自治法の改正によるということなのですが、大規模災害に備えて、飲料水、それから食料を保管をする備蓄倉庫を整備した場合に、固定資産税、またこの次に出ています42号なのですが、固定資産について一定の範囲内で軽減幅を独自に設定できる政策減税だというふうに考えています。適用期間は何年間なのかということをもっと伺いたいと思います。

それとあわせて、この文面からはちょっとなかなか判断がしづらいのですが、帰宅困難者、これに向けまして備蓄倉庫を整備するというふうに読めるのですが、実際この牛久でそのようなこと、そしてまた市民への影響はどのように考えているのか、その点について伺いたいと思います。以上です。

○議長（柳井哲也君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） まず、1点目の備蓄倉庫の適用年度ということでございますけれども、平成26年度以降の年度分の固定資産税について適用するというふうになっております。

それと、牛久市の、現実に牛久市にあるかということでございますけれども、これは都市再生法という法律がございまして、対象となる地域がその都市再生法により指定されます。それが現在のところ、牛久市は茨城県内ですね、茨城県も対象となっておりますので、現在のところはございません。以上です。

○議長（柳井哲也君） 20番遠藤憲子君。

○20番（遠藤憲子君） 今、部長のお答えがありましたけれども、牛久の場合にはないということなのですが、この間の震災でも、牛久の市民が例えば都内のほうに勤めているようなと

き、そういうような場合も当然想定されますが、そういう場合にも牛久については一切ないのかどうかということ、それとこの文面から、民間事業者と協定をするということが、この固定資産税に係る経過措置の中に、協定倉庫に対して課税すべきということなので、この管理協定、こういうことを結ぶということが前提というふうになってはいますが、牛久では余り影響がないということなのですが、上位法、国のほうの法律がこういうふうに変えることによって、市民については周知のほうとか、そういうような問題についてどのように考えているのか伺いたいと思います。

それと、この法改正の中で、牛久には関係ないとおっしゃっていたのですが、実際にはこの附則の中の第3のところ、この法附則第15条第37項の規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とするという、ここのところに備蓄倉庫については、我が町特例ということがかかわるのではないかと思います、その辺の説明をお願いします。以上です。

○議長（柳井哲也君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） まず、1点目の周知の方法ということでございますけれども、これは当然ながら広報紙あるいはホームページ等で周知を図っていきたくて思っております。できるだけ周知を図っていきたくて、いろんな方法で図っていきたくて思っております。

それと、備蓄倉庫のことでございますけれども、これは説明いたしますと、駅ビルとか駅周辺のオフィスビル内に、大規模災害時において発生する帰宅困難者のための食料とか水を保管する備蓄倉庫を整備した場合ということで、おっしゃるとおり3分の2が、課税標準額が減額されると。課税標準額を3分の2とするという改正となっております。

この地域は、先ほど申しましたように、都市再生法という法律でその地域が指定されますが、現在のところ、現在のところ、今後どうなるかははっきりはしませんが、現在のところ、茨城県内において指定されているところはないということでございます。以上です。

○議長（柳井哲也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第41号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第42号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第42号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第43号についての質疑を許します。21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 1点だけ伺いいたします。

この補正の中で、市税のところなのですが、早期退職者の増加に伴う退職者分の所得割額の

増ということで、1,746万4,000円補正されているわけなのですが、恐らく予測できなかった、その市民の大量の退職者が出たということなのではないかと思うのですが、要するに定年前に退職された方が大量にいらしたということで、こういう補正になったのではないかと思うのですが、わかる範囲で具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（柳井哲也君） 総務部長滝本昌司君。

○総務部長（滝本昌司君） ただいまの御質問でございますけれども、例年、税金等の補正とか見込みを立てる場合、前年度の状況、あるいは前々年度の状況等を踏まえまして試算しまして、補正等を計上するわけでございますけれども、昨年度におきましては、一旦年度途中で退職者のほうの所得割が減少する傾向を示しましたので、一旦減少の補正をさせていただきました。その後、おっしゃるように、例年とは違って、その後退職者の数が増加したということで、今回専決で補正させていただいております。

具体的にということでございますけれども、それにつきましては、若干傾向といえますか、把握できましたのが、東京電力関係の方の退職が大きかったということでございます。以上です。

○議長（柳井哲也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第43号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第44号についての質疑を許します。21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 国民健康保険に関する補正予算なのですが、国の国庫負担金の減額が2億9,800万円以上あるわけなのですが、今、国保に関しては国の負担割合がどんどん減らされてきているということを背景に考えるわけなのですが、この国庫負担金の割合が減っているのかどうかということですね。パーセンテージを含めてお伺いをいたします。

そして、その分の財源としてどのような補填があるのかということ、県の支出金とかもふえていますので、5,780万円ですか、これを補充する財源というのはこれでは足りないわけで、一般財源からも含めても足りないのではないかと思います、どこでどのように対応されるのか、されないのかということについてお伺いをいたします。

○議長（柳井哲也君） 保健福祉部次長藤田幸男君。

○保健福祉部次長兼医療年金課長（藤田幸男君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えいたします。

国庫支出金の療養給付費等負担金が減額になっている理由につきましては、主なものとして

2点ございます。

1つは、平成24年に国民健康保険法が改正され、都道府県の財政機能を強化するため、平成24年度から県の調整交付金が7%から9%に引き上げられております。これに伴いまして、国庫負担金が34%から32%に引き下げられているため減額となるものです。

もう1点は、前期高齢者交付金と国庫負担金との調整によるものです。平成24年度の前期高齢者交付金は当初予算で18億3,170万6,000円を見込んでおりましたが、24年度の交付額としましては20億8,779万8,000円となっております。増額分の2億5,609万2,000円につきましては、平成24年第4回定例会で補正予算に計上し議決をいただいております。国庫負担金は前期高齢者交付金の対象となるものを差し引いて算定されるため、見込みよりも減額となったものです。国庫負担金は見込みよりも約2億9,900万円が減額となっておりますが、県の調整交付金及びこの前期高齢者交付金でほぼ同額が補填されております。以上です。

○議長（柳井哲也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第44号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第45号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第45号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第46号についての質疑を許します。21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 茨城県と県の信用保証協会との損失補償金の寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例ということで、大変長い名前なのですが、法律が変わったということなのですから、要するに企業再生支援機構というような名称が地域経済活性化支援機構というように名前が変わったわけですね。それで、権利の放棄ということでは、それはわかるのですが、この名称が変わったということが余りにも大きな変更というふうには受け取れるわけなのですから、具体的にどのような地域に影響があって、どのような場合にどのような影響があるかという点について伺います。

○議長（柳井哲也君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

名称の変更につきましては、法的な形で題目が変わってきた、あと機構がやはりその名称が変わってきたと。これに伴いまして、現在継続している事業については、事業者の再生の支援、あと債権の買い取り、信託の引き受けに係る債権の管理と譲渡、それと出資に係る株式等の処

分が、これまで実施してきた内容でございます。

これに加え、今回3月の18日に新法に名称が改正になりましたが、その中で新たに金融機関の事業への子会社への出資、それと専門家の派遣、それと事業再生ファンドの設立と管理、それと金融機関等有する債権、貸し付け債務の信託を引き受けるというようなことの4項目が新たに追加になっているところでございます。以上です。

○議長（柳井哲也君） 21番鈴木かずみ君。

○21番（鈴木かずみ君） 内容については伺ったのですが、どのような場合というか、どういう企業といいますか、そういうところが地域に影響が、牛久の場合とか、全国的な場合とか、そういう具体例がありましたら伺います。

○議長（柳井哲也君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 鈴木議員の再度の御質問にお答えいたします。

どのような場合というようなことにつきましては、基本的には変わってございません。いわゆる東日本大震災の影響によりまして、二重債務を抱える中小企業等がその事業の再建を図ろうとするときに、茨城県産業機構がその債権の買い取りをし、保証協会が金融機関にその債務保証をするというようなところでございます。これらをスムーズに早く迅速に行うために、市長が権限でそれらをできるというようなところでございます。

それと、市への影響につきましては、現在牛久市の中では、これに該当する企業はございません。全国では32の企業が該当しておりまして、県内では1社、1事業者がこれらの該当となっているところでございます。以上です。

○議長（柳井哲也君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第46号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第47号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第47号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第48号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 以上で議案第48号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号ないし議案第48号の8件については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 御異議なしと認めます。よって議案第41号ないし議案第48号の8件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第41号ないし議案第48号の8件について順次採決いたします。

初めに、議案第41号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（柳井哲也君） 起立全員であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(柳井哲也君) 起立全員であります。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号、牛久市と茨城県信用保証協会との損失補償金寄託契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(柳井哲也君) 起立全員であります。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号、牛久市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(柳井哲也君) 起立全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、平成25年度牛久市一般会計補正予算(第1号)、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(柳井哲也君) 起立全員であります。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙を行います。



茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙について

○議長(柳井哲也君) この選挙は、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員が、平成25年5月16日にその任期が満了したため、茨城県後期高齢者医療広域連合の議員の選挙に関する規則第3条第2項の規定により、当該議会の議員のうちから広域連合議会議員1名を選挙するものです。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長(柳井哲也君) ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（柳井哲也君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 大丈夫ですね。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（柳井哲也君） よろしいですか。異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

よろしいですか。それでは、点呼いたします。

○書記（中根敏美君） 1 番藤田議員、2 番秋山議員、3 番尾野議員、4 番村松議員、5 番市川議員、6 番小松崎議員、7 番山越議員、8 番沼田議員、9 番諸橋議員、10 番宮崎議員、11 番杉森議員、12 番須藤議員、13 番黒木議員、14 番板倉 香議員、16 番中根議員、17 番田中議員、18 番石原議員、19 番板倉 宏議員、20 番遠藤議員、21 番鈴木議員、22 番利根川議員、15 番柳井議員。

〔投票〕

○議長（柳井哲也君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柳井哲也君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（柳井哲也君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に18番石原幸雄君、20番遠藤憲子君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（柳井哲也君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 18票

無効投票 4票

有効投票中

柳井哲也 12票

利根川英雄君 3票

黒木のぶ子君 3票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、柳井哲也が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

また、選挙結果につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第5条の規定に基づきまして、直ちに広域連合議会議員一般選挙長へ文書をもって報告することといたします。

ここで、暫時休憩いたします。再開は11時ジャストといたします。

午前10時48分休憩

午前11時00分開議

○副議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、柳井哲也議長より議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

議長辞職の件

○副議長（板倉 香君） まず、この辞職願を事務局長より朗読させます。

○書記（中根敏美君） 朗読いたします。

このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されたくお願いいたします。

平成25年5月20日。

牛久市議会副議長、板倉 香殿。

牛久市議会議長、柳井哲也。

○副議長（板倉 香君） お諮りいたします。柳井哲也議長の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、柳井哲也議長の辞職を許可することに決定いたしました。

15番柳井哲也議員の入場を許します。

〔15番柳井哲也君入場〕

○副議長（板倉 香君） この際、15番柳井哲也議員により発言を求められておりますので、これを許します。15番柳井哲也議員。

〔15番柳井哲也君登壇〕

○15番（柳井哲也君） 議長辞任に当たりまして、一言皆様に御挨拶を、感想を兼ねてさせていただきます。

私は統一地方選の後、突然議長をすることになりまして、副議長の経験がありませんでした。本当に突然やるということになりまして、もう真剣、毎日が真剣勝負ということで務めさせていただきました。皆さんにはいろいろと御迷惑をおかけしたり、いろいろ支えていただきまして、本当にありがとうございました。

県の議長会、それから全国議長会では、出席させていただきまして、議会の基本条例ですか、もう全国的にいろんなところでそういうのが組上についているということで、皆さんには報告しながらやってきたつもりであります。

牛久市議会におきましても、最近、議会内に議会改革の特別委員会が設置されまして、スタートしたところでございます。おくれたという感覚は私はありません。いろいろと勉強させていただき、よその市議会の話をいろいろ聞いて、今後の牛久市の市議会の改革、それからまちづくりによりよいものにしていけるよう、学んだことを一生懸命尽力できたらなと心から思っております。

今後の牛久市議会のますますの発展を心から祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。2年間本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（板倉 香君） ただいま議長が欠員となりました。この際、議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長選挙についての日程を追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

議長選挙

○副議長（板倉 香君） これより議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（板倉 香君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（板倉 香君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（板倉 香君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（板倉 香君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○書記（中根敏美君） 1番藤田議員、2番秋山議員、3番尾野議員、4番村松議員、5番市川議員、6番小松崎議員、7番山越議員、8番沼田議員、9番諸橋議員、10番宮崎議員、11番杉森議員、12番須藤議員、13番黒木議員、15番柳井議員、16番中根議員、17番田中議員、18番石原議員、19番板倉 宏議員、20番遠藤議員、21番鈴木議員、22番利根川議員、14番板倉 香議員。

〔投票〕

○副議長（板倉 香君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（板倉 香君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（板倉 香君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番藤田尚美君、4番村松昇平君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○副議長（板倉 香君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 12票

無効投票 10票

有効投票中

山越 守君 12票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、山越 守君が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました山越 守君が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ただいま選任されました山越 守君、議長に就任の御挨拶を一言お願いいたします。

〔議長山越 守君登壇〕

○議長（山越 守君） 一言御挨拶申し上げます。

ただいま皆様の御推挙によりまして、議長の職を命じられましたこと、心より感謝申し上げますとともに、その職責の重さをひしひしと感じている次第でございます。

さて、前任の柳井議長さんが立ち上げました、先ほどもお話がございましたけれども、議会改革特別委員会が立ち上がっております。継続をして実効のあるものに引き続きできますようにしていけますように努力をしまいたいと思います。

まだまだ未熟者の私でございますが、牛久市民の福祉の向上、そしてまた牛久市の発展のために、微力ではありますが力を注いでまいりたいと思いますので、皆様方の御理解、御協力をお願いを申し上げて、極めて簡単でございますけれども、挨拶にかえたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○副議長（板倉 香君） ここで、暫時休憩いたします。再開は11時35分といたします。

午前11時18分休憩

午前11時35分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、私が議長に就任したことに伴い、交通体系整備促進調査特別委員会委員並びに議会改革特別委員会委員に欠員が生じました。

お諮りいたします。この際、交通体系整備促進調査特別委員会補欠委員の選任の件、並びに議会改革特別委員会補欠委員の選任の件、合わせて2件を日程に追加し、議題とすることに御

異議ありませんか。（「議長、動議」の声あり）

それでは、自席で動議内容をお願いいたします。

○22番（利根川英雄君） 牛久市議会議長山越 守君に対する不信任決議案です。

○議長（山越 守君） ここで、暫時休憩いたします。再開は11時50分といたします。

（「どうして休憩なんだ。動議の内容も聞かないで休憩というのはないでしょうよ。そんな議会はいいでしょうよ。そんなことはどこに書いてあるの。動議は成立しているのだから、動議を説明させるべきでしょうよ。休憩なんかする必要ないでしょうよ。」の声あり）

午前11時35分休憩

午前11時38分開議

○議長（山越 守君） それでは、再開いたします。

動議の内容について御説明をお願い申し上げます。22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 牛久市議会議長山越 守君に対する不信任決議案。

本日、牛久市議会の臨時会が開催され、前議長の辞職に伴う議長選挙が行われた次第であります。その結果、山越 守君が議長に選出をされましたが、以下の理由から、同君は議長として不適任であり、不信任に値すると考えるものであります。

すなわち、同君は平成24年9月25日、第3回牛久市議会定例会の最終日に、突然副議長の辞職願を提出しましたが、反対多数により辞職が否決をされました。このとき、新聞等のインタビューに対して、「議会の議決なので厳粛に受けとめる」という旨を公言しました。

にもかかわらず、わずか10日後に副議長の辞職願を再提出しました。このような言行不一致は、公人として極めて非常識かつ無責任であり、議会の議決の意義を軽視する態度として、決して容認することはできません。

この再提出は、「議会の閉会中は議長の許可により副議長職を辞職することができる」という地方自治法第108条の規定に基づいて行われ、一身上の都合を理由としております。しかしながら、同条の趣旨は、副議長の辞職願の提出に関して、病気やけが等の事故、あるいは司法、警察職員等による身柄の拘束など、その職責を果たすことが不可能な緊急事態を想定していると捉えるのが常識かつ一般的であります。したがって、単なる「一身上の都合」は、同条に基づき辞職願を提出する事由には該当しないと判断できるわけであります。

以上の理由から、同君は牛久市議会議長としては不適任であり、不信任決議案を提出するものであります。

以上、皆さんの御同意を心から訴えまして、私の決議案の説明とさせていただきます。以上

です。

○議長（山越 守君） ここで、暫時休憩いたします。再開は11時55分といたします。

午前11時41分休憩

午前11時58分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま利根川英雄君のほか2名から決議案第2号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第2号を追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○

決議案第2号 牛久市議会議長山越 守君に対する不信任決議

○議長（山越 守君） 追加日程第1、決議案第2号を議題といたします。

この後、私が除斥されますので、議長席を副議長と交代いたします。

○副議長（板倉 香君） それでは、地方自治法第117条の規定により、7番山越 守君に退場を命じます。

〔議長山越 守君除斥〕

○副議長（板倉 香君） これより決議案第2号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（板倉 香君） 以上で決議案第2号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第2号につきまして、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第2号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（板倉 香君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。13番黒木議員。

[1 3 番黒木のぶ子君登壇]

○13番(黒木のぶ子君) それでは、利根川議員の山越議長に対する不信任決議案に賛同する旨の意見を述べたいと思います。

その理由は、やはり昨年の第3回定例会において、突然辞職願を提出し、反対多数で否決されたにもかかわらず、わずか10日後に辞職願を再提出したことが挙げられます。一身上の都合という極めてその理由も説明されないままに、数の力をもって辞職願をしたということは、数の力さえあれば何をしてもいいのかという、そういう理由も一つのこのたびの不信任決議案に賛同する理由であります。

これは議会の議決の意義を無視した無責任な、公人としてまさにふさわしくない行動だと考えられます。このような自己の言動に責任を持たない言行不一致な人物を牛久議長として選任するのはいかなるものかと考える次第です。

そういう中で、不信任決議案に賛同するものです。以上です。

○副議長(板倉 香君) 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(板倉 香君) 次に、原案賛成の方の発言を許します。20番遠藤憲子君。

[2 0 番遠藤憲子君登壇]

○20番(遠藤憲子君) それでは、牛久市議会議長山越 守君に対する不信任決議案に対する賛成討論を行います。

この不信任決議案に説明の中に出ておりますが、平成24年の9月25日、第3回の市議会定例会最終日に突然出されたこの副議長辞職願、反対多数により否決となったことは御承知のとおりです。しかもそのわずか10日後に、閉会中に辞職願を再提出をしたということです。この再提出に当たりましては、議会の閉会中は議長の許可により副議長職を辞職することができるという地方自治法第108条の規定に基づいて行われ、しかも理由を一身上の都合としております。

このようなことから、議長は市議会を代表する、しかも対外的にも重責を担う職責であります。前回の経緯からしても、今回、そしてまた議会運営を軽視していると考えざるを得ません。果たしてその責任を全うできるのか、疑問を持たざるを得ません。

よって、不信任決議案に賛成するものです。議員各位の御賛同を心からお願いいたします。

○副議長(板倉 香君) 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(板倉 香君) 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○副議長（板倉 香君） これをもって討論を終結いたします。

これより決議案第2号について採決を行います。

決議案第2号、牛久市議会議長山越 守君に対する不信任決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（板倉 香君） 起立少数であります。本案は否決されました。

山越 守君の入場を許可します。

〔議長山越 守君入場〕

○副議長（板倉 香君） 議長席を山越 守議長と交代いたします。ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 会議を再開いたします。

この際、交通体系整備促進調査特別委員会補欠委員の選任の件、並びに議会改革特別委員会補欠委員の選任の件、合わせて2件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、この際、交通体系整備促進調査特別委員会補欠委員の選任の件、並びに議会改革特別委員会補欠委員の選任の件、合わせて2件を日程に追加し、議題といたします。



交通体系整備促進調査特別委員会補欠委員の選任について

○議長（山越 守君） 次に、交通体系整備促進調査特別委員会補欠委員の選任についてを議題といたします。

本件につきましては、私が議長に就任したことに伴い、交通体系整備促進調査特別委員会委員を辞職しましたので、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付されたように、柳井哲也君を指名いたします。



議会改革特別委員会補欠委員の選任について

○議長（山越 守君） 次に、議会改革特別委員会補欠委員の選任についてを議題といたします。

本件につきましては、議会改革特別委員会の委員が、議長を除く21名で構成されていることに伴い欠員が生じたもので、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付されたように、柳井哲也君を議会改革特別委員会議場改修分科会の委員に指名いたします。

次に、この際、日程追加により、日程第12を日程第17へ、以下議事日程等を順次繰り下げます。

議会運営委員会委員の選任について

○議長（山越 守君） 次に、日程第17、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたします。

常任委員会委員の選任について

○議長（山越 守君） 次に、日程第18、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたします。

ここで、お手元に配付の日程表のとおり、常任委員会並びに議会運営委員会を招集し、委員長及び副委員長の互選を行いますので、その互選の結果を委員長から議長宛てに報告願います。

ここで、暫時休憩といたします。再開は13時15分といたします。

午後0時10分休憩

午後1時18分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、常任委員会正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、御報告申し上げます。

総務常任委員会委員長に小松崎 伸君、副委員長に秋山 泉君。

教育民生常任委員会委員長に市川圭一君、副委員長に宮崎 智君。

産業建設常任委員会委員長に尾野政子君、副委員長に村松昇平君がそれぞれ互選されました。

以上が各常任委員会正副委員長の互選の結果であります。

次に、議会運営委員会正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、御報告申し上げます。

議会運営委員会委員長に柳井哲也君、副委員長に小松崎 伸君がそれぞれ互選されました。

以上が、各常任委員会正副委員長の互選の結果であります。

次に、議会だより編集委員会委員につきましては、お手元に配付の名簿のとおり決定いたしましたので、御報告申し上げます。

以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て議了されました。

これもちまして平成25年第1回牛久市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後1時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 山 越 守

前 議 長 柳 井 哲 也

副 議 長 板 倉 香

署名議員 板 倉 香

署名議員 中 根 利兵衛